

日本介助犬協会募金箱の設置を ご検討いただきありがとうございます

■募金箱設置について■

当会は、厚生労働省認可の社会福祉法人で、平成21年5月に全国で初めての介助犬訓練施設を開所し、全国で介助犬を育成・普及させる活動をしております。介助犬の育成費及び啓発の事業費は、企業・個人の皆様からのご寄付で成り立っております。つきましては、多くの皆様方に介助犬による障がい者の自立と社会参加へのご理解をいただき、募金箱の設置にご協力いただきたく、お願い申し上げます。

設置条件

1、店舗など設置場所を明確にしてください。

一般のご家庭・無店舗のお店での設置はお断りさせていただいております。販売店・飲食店・商店・病院・ホテル・自動車教習所のレジやカウンターなど、多くの人目にふれやすいところに設置してください。支社・支店などの複数箇所にご登録の場合はその旨を『募金箱設置登録フォーム・備考欄』にご記入ください。

2、常設をお願いします。

常設ではなく、期間限定のイベントや学校などの文化祭等には、短期貸出専用の募金箱をご用意しています。下記本部までお問い合わせください。

3、連絡窓口として、管理責任者を決めてください。

設置に伴い、管理責任者(18歳以上の方)を決めていただいております。

お知り合いのお店などに設置をお願いされる場合、設置後の連絡は設置箇所の管理責任者と協会との直接やりとりとさせていただきます。

4、1年に1回、お振込みをお願いします。

年1回、『お振込みのお願い』と『専用振込用紙』が届きます。集まった金額に関わらず募金を日本介助犬協会に送金してください。なお、2年間に渡り1度もご送金の確認が取れない場合は、募金箱の設置状況を確認させていただき、募金箱の返却をお願いすることがあります。

5、譲渡・個人所有・売買は禁止しております。

募金箱の所有権は(社福)日本介助犬協会に帰属し、譲渡・個人所有・売買は禁止しております。

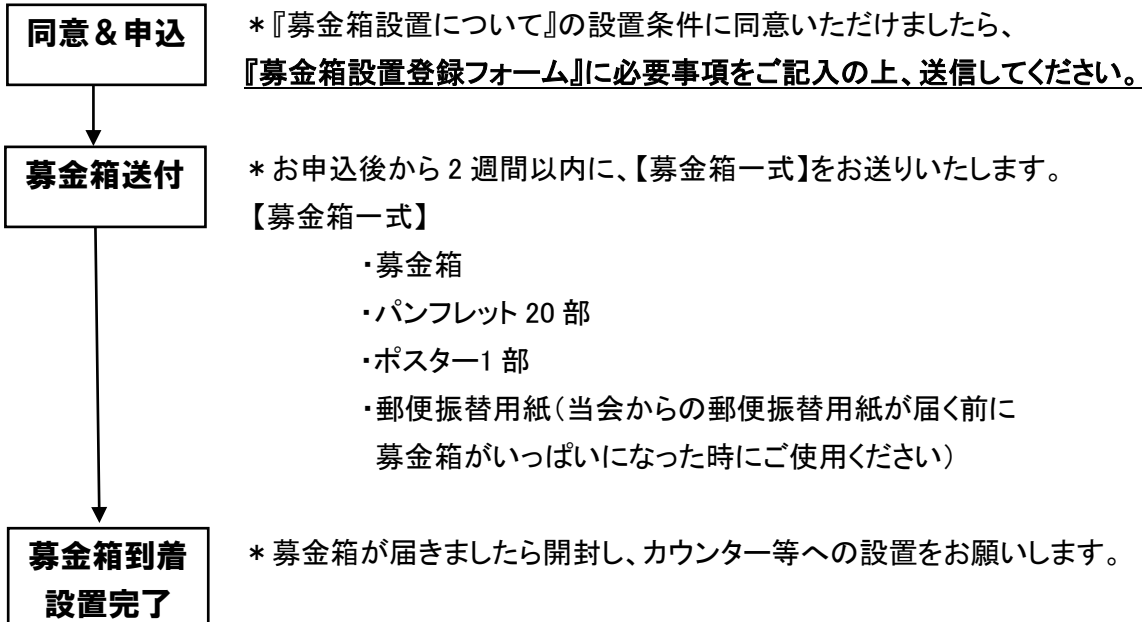
6、設置場所移転・中止、連絡先・管理者変更時に必ずご連絡ください。

募金箱の設置場所の移転、連絡先、管理者変更の際には、必ずご連絡ください。

募金箱設置中止の場合は、事前にご連絡いただき、募金箱は速やかにご返却ください。

■募金箱設置までの流れ■

募金箱設置までの流れをまとめました。ご不明な点は下記本部までお問合せください。



設置完了後は・・・

- * 年4回、当協会の会報が届きます。
- * 年1回、『お振込みのお願い』と『専用振込用紙』が届きます。
(金額にかかわらず、1年に1回は必ずご入金をお願いします。
尚、『専用振込用紙』は随時お送りいたしますので、必要な方は本部までご連絡ください。)
- * お振込みの入金確認後、送金金額を明記した受領証をお送りします。
- * 破損等にもなう募金箱交換の際や、パンフレットがなくなった際には、お手数ですが、当会本部までご連絡ください。お振込みの際、振込用紙通信欄にご記入いただいても結構です。
- * 本部へのお問合せ時に、貼付のタックシール『管理 No.』をお知らせいただきますようお願い致します。
- * 設置状況に関するアンケートをお願いする場合があります。ご協力をお願いします。

<お問合せ先>

社会福祉法人 日本介助犬協会 本部

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-9 新横浜フジカビル 3F

電話:045-476-9005 FAX:045-476-9006

mail:info@s-dog.jp